岬町農·漁業新規就労者支援事業補助金交付要綱

制定:令和5年4月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の農業及び漁業の新たな担い手を確保し、農業及び漁業の振興を図るとともに、町外からの転入者を農業及び漁業に受け入れることにより、地域の活性化を図ることを目的として、新たに町内で農業及び漁業に就労した転入者に対し、予算の範囲内において農・漁業新規就労者支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則(平成5年岬町規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - (1) 新規就労者 町内で新たに農業又は漁業に就労しようとする者のうち、農業に就労しようとする者にあっては次に定める公共機関等が行う農業研修を受けた者を、また、漁業に就労しようとする者にあっては町内の漁業協同組合が認める漁業者が行う漁業技術を修得させるための研修を受講している者をいう。
    - ア 都道府県その他農業に関する研修教育施設等において概ね3ヶ月以上の研修等を終了した者
    - イ 大阪府知事が認定した「農の匠」及びそれに準じる農家等において概ね6ヶ月以上の研修等を終了した者
    - ウ 市町村、農業協同組合等が実施する農業技術を修得するための研修等を概ね6ヶ月以上 受講した者
    - エ 援農等により概ね6ヶ月以上農業に従事した実績がある者
    - オ 農業法人等において概ね6ヶ月以上農業に従事した実績がある者
  - (2) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する本町の 区域内に存する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ア 町営住宅、府営住宅その他公的賃貸住宅
    - イ 2親等内の親族が所有する住宅
  - (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃料の月額(共益費及び駐車場使用料等、住宅の賃料と認められないものを除く。)をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、町内の民間賃貸住宅を借りる新規就労者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 当該住居地に住民登録を有し、居住していること。
  - (2) 新規就労の日において45歳未満であること。
  - (3) 農業又は漁業以外の産業に主たる従事をしていないこと。

- (4) 他の公的制度による住宅補助を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (6) 本町が賦課する町税及び町税外収入金の滯納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例(平成24年岬町条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、家賃を対象とし、月額1万円(同居する家族がある場合は、月額2万円) を上限とする。ただし、家賃が補助金上限額未満のときは、当該家賃を補助金額とする。
- 2 補助金を交付する期間は、補助金の交付決定の通知をした日の属する月の翌月(その日が月 の初日であるときは、その日の属する月)の初日から起算して1年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象者に該当しなくなった場合は、当該事由 が発生した日の属する月の末日までを補助金の交付期間とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岬町農・漁業新規就労者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 同意書(様式第2号)
  - (2) 誓約書(様式第3号)
  - (3) 賃貸借契約書の写し
  - (4) 営農計画書(様式第4号)(農業新規就労者の場合)
  - (5) 研修証明書(様式第5号)(漁業新規就労者の場合)
- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助すること が適当であると認めるときは、岬町農・漁業新規就労者支援事業補助金交付決定通知書(様式 第6号)により、適当でないと認めるときは、岬町農・漁業新規就労者支援事業補助金不交付 決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の 各号に定める期間までに、岬町農・漁業新規就労者支援事業補助金交付請求書(様式第8号) (以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。
  - (1) 4月分から9月分までの補助金 10月末日まで
  - (2) 10月分から3月分までの補助金 4月末日まで
  - (3) 賃貸借契約が終了したときの補助金 終了日の属する月の翌月末日まで
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
  - (1) 岬町農・漁業新規就労者支援事業実績報告書(様式第9号)
  - (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第7条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるとき は、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。 (更新の手続き)

- 第8条 交付決定者は、第5条第2項の規定による通知を受けた年度の翌年度以後、毎年4月15日から5月15日までの期間に、岬町農・漁業新規就労者支援事業補助更新書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、更新の申込みを行わなければならない。
  - (1) 同意書(様式第2号)
  - (2) 誓約書(様式第3号)
- 2 町長は、前項の更新の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町農・漁業新規就労者支援事業補助更新通知書(様式第11号)により交付決定者に通知する ものとする。

(交付決定者の報告義務)

第9条 交付決定者は、提出書類の記載内容に異動等があったときは、岬町農・漁業新規就労者 支援事業異動等届出書(様式第12号)に異動等の内容が確認できる書類を添えて、速やかに 町長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

- 第10条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めると きは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、直ちにその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

(要綱の失効等)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱の失効前に交付対象 者の指定を受けた者に対するこの要綱の適用については、同日以降もなおその効力を有する。